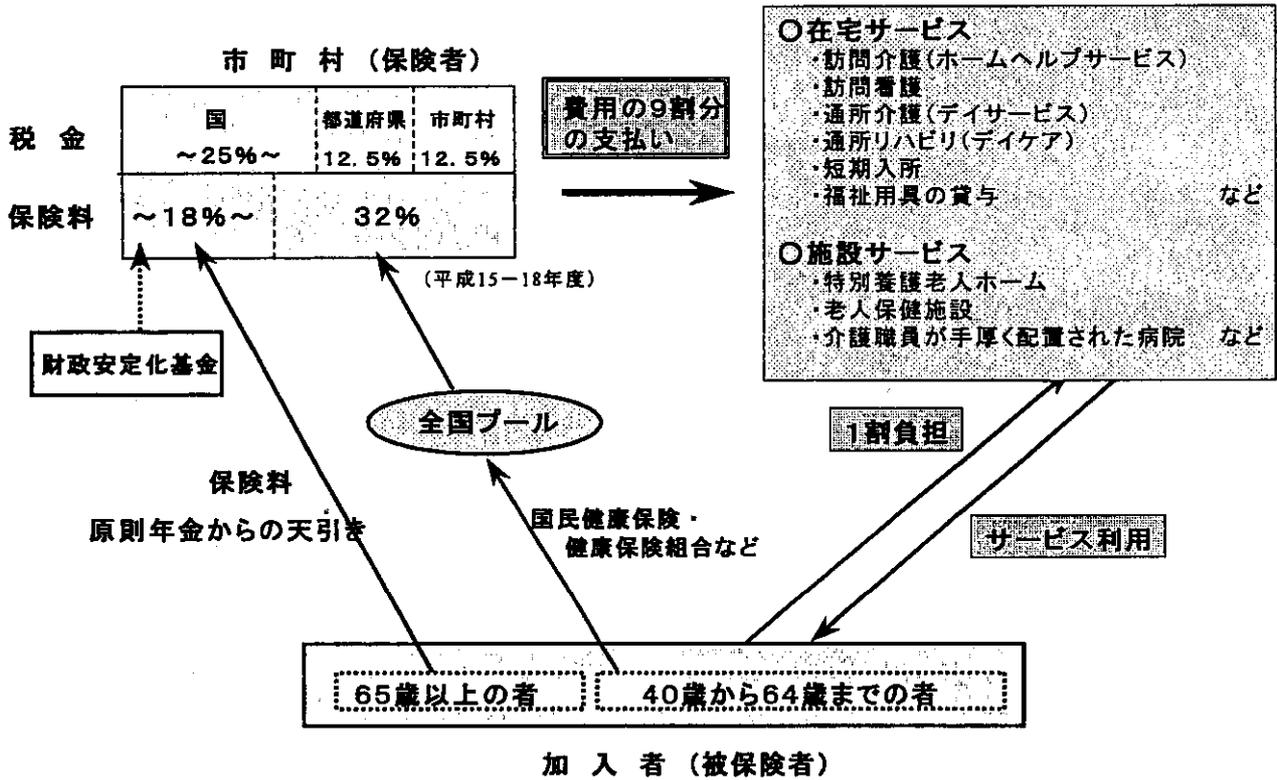
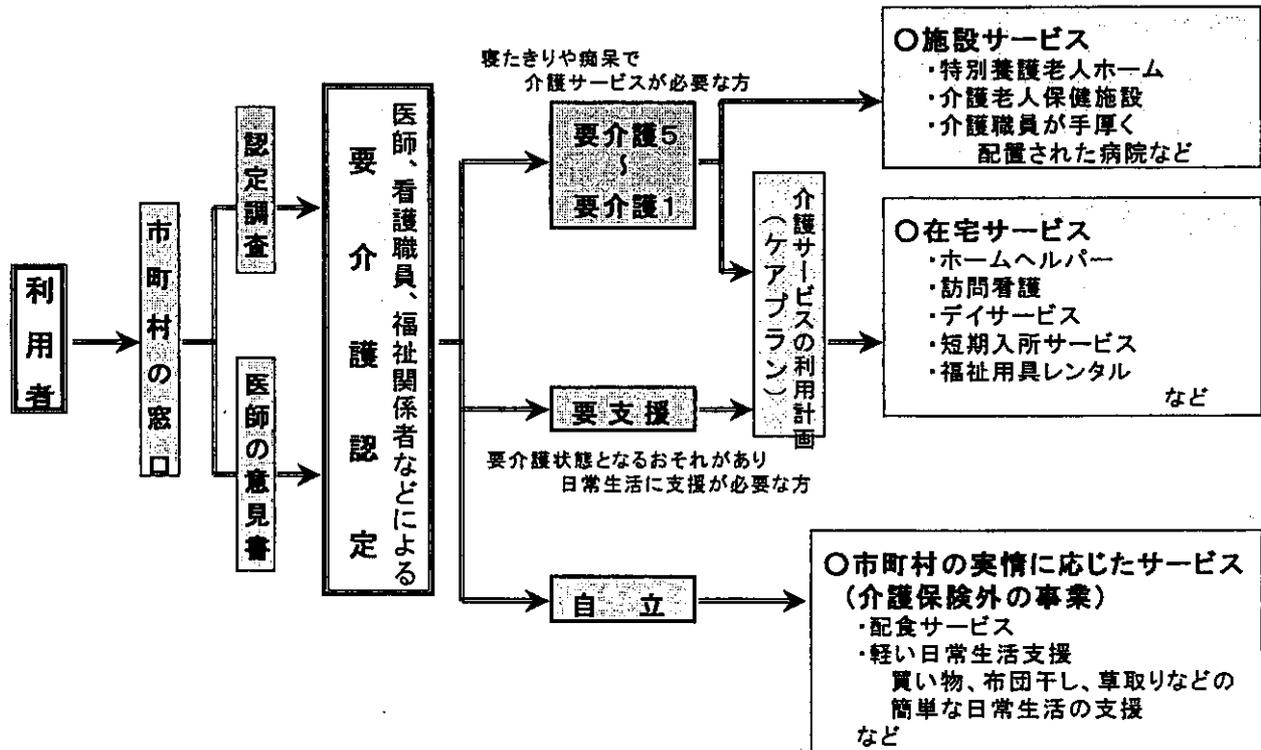


(参考 介護保険制度の概要)



(参考 介護サービスの利用手続)



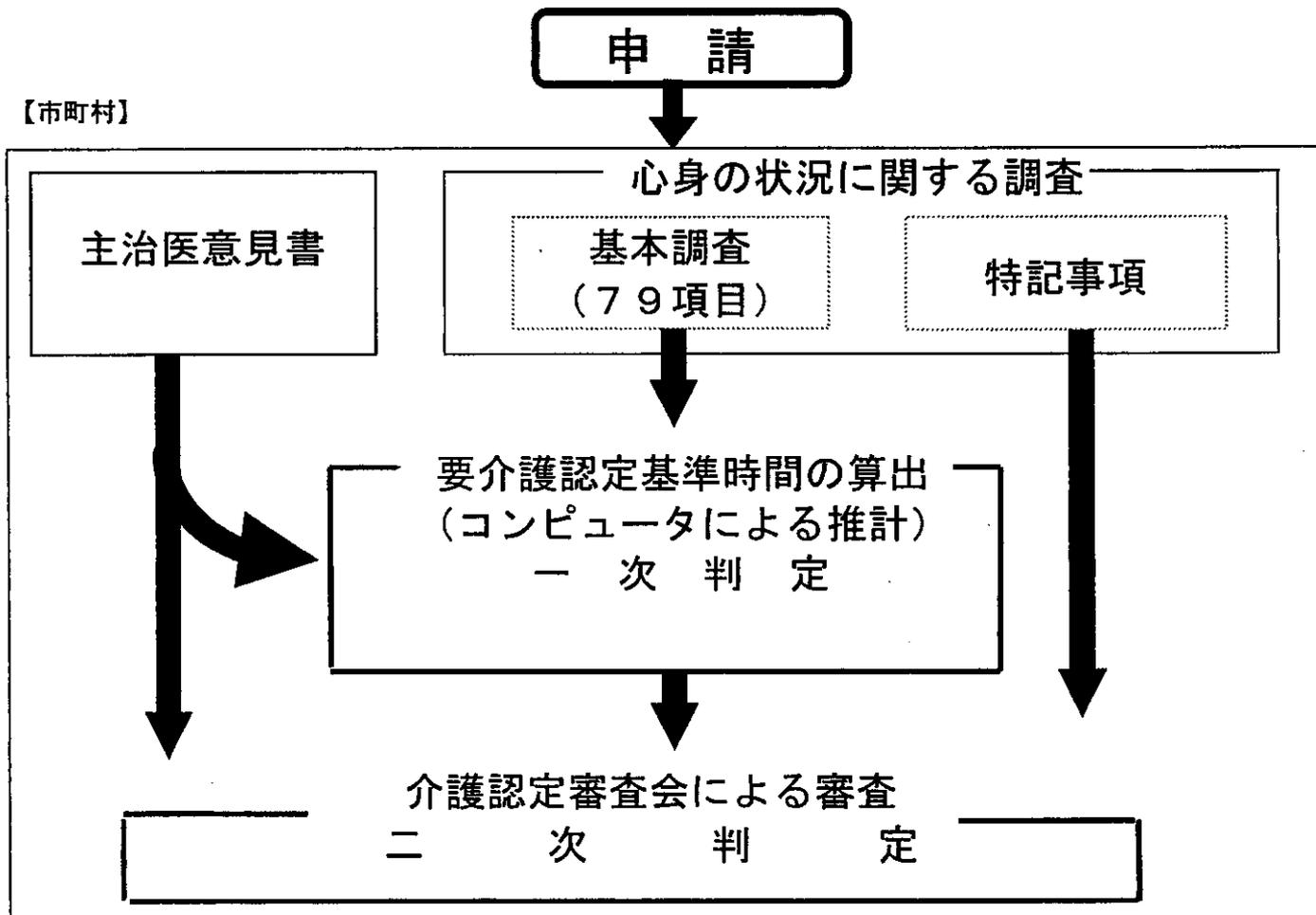
(参考 介護保険制度における要介護認定の仕組み)

1 要介護認定とは

- 介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定される。
- 要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。

2 要介護認定の流れ

- 介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成され、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき審査判定を行う。



3 要介護認定基準について

要介護認定は、「介護の手間」を表す「ものさし」としての時間である「要介護認定等基準時間」を下記基準にあてはめ、さらに痴呆性高齢者の指標を加味して実施するもので、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」として定められている。

要介護認定等基準時間の分類

直接生活介助	入浴、排せつ、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
問題行動関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助

要介護認定等基準

要支援	上記5分野の要介護認定等基準時間が 25分以上 32分未満 またはこれに相当する状態
要介護1	上記5分野の要介護認定等基準時間が 32分以上 50分未満 またはこれに相当する状態
要介護2	上記5分野の要介護認定等基準時間が 50分以上 70分未満 またはこれに相当する状態
要介護3	上記5分野の要介護認定等基準時間が 70分以上 90分未満 またはこれに相当する状態
要介護4	上記5分野の要介護認定等基準時間が 90分以上110分未満 またはこれに相当する状態
要介護5	上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上 またはこれに相当する状態

<参考>

平成14年度の老人保健健康増進等事業において、平成11年度からの要介護認定に関する研究や要介護認定結果の傾向を踏まえ、以下のような成果が報告されている。

要支援状態又は要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられる。

自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援状態	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要介護状態	日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態

要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられる。

要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

(参考 痴呆性老人自立度・障害老人自立度について)

痴呆性老人自立度

「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」

(平成5年10月26日厚生省老人保健福祉局長通知)

(1) ランクⅠ

何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

(2) ランクⅡ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

(3) ランクⅢ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

(4) ランクⅣ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

(5) ランクⅤ

著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

障害老人自立度

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」

(平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)

(1) ランクⅠ

何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる。

(2) ランクⅡ

屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。

(3) ランクⅢ

屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

(4) ランクⅣ

1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

2015年の高齢者介護

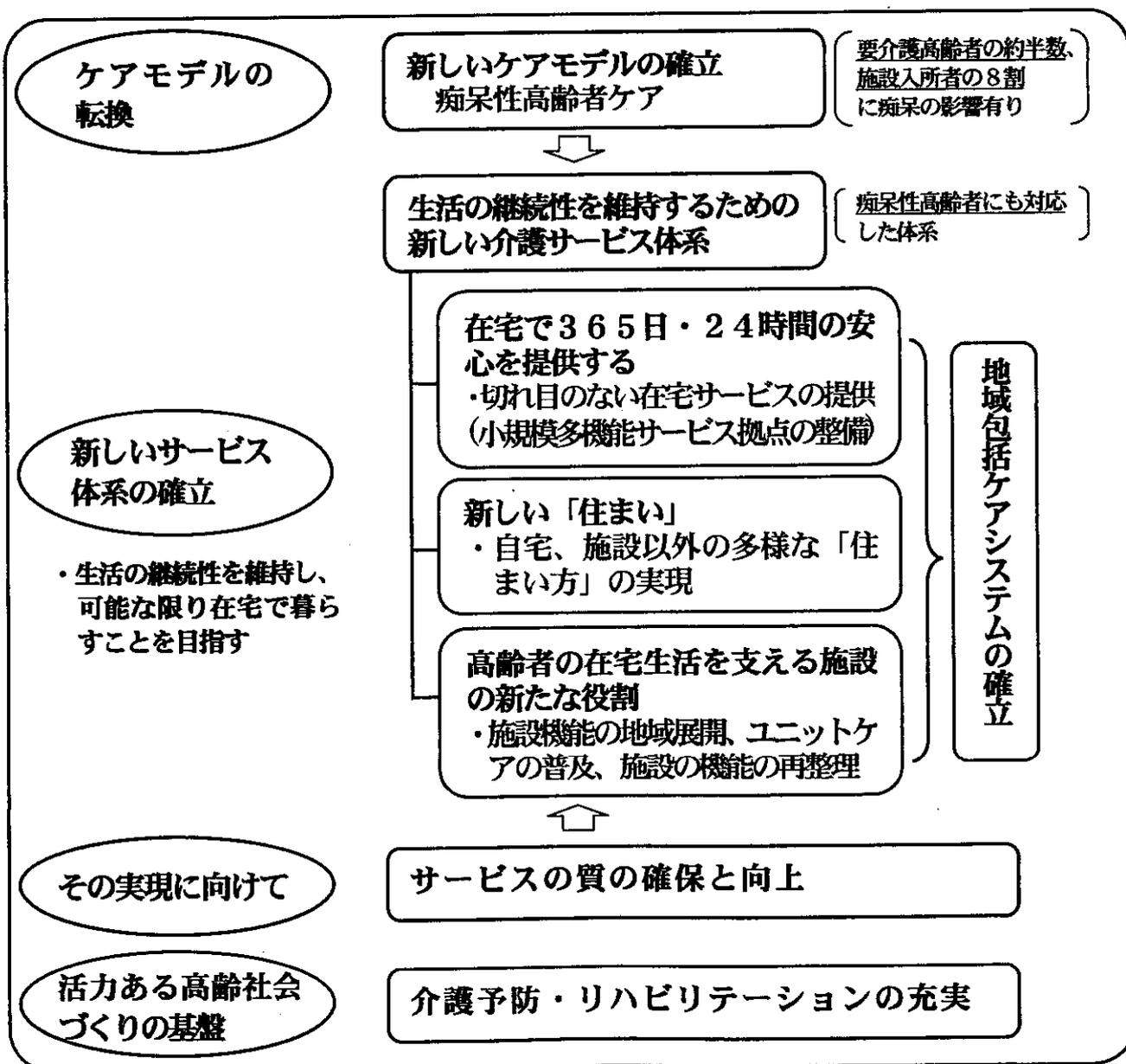
～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～

課題

- 介護保険施行後見えてきた課題
 - 〔要介護認定者の増、在宅サービスの脆弱性、痴呆性高齢者の顕在化、新たなサービスの動き等〕
- 制度の持続可能性の確保（課題解決の前提）

目標

高齢者の尊厳を支えるケアの確立



実施期間

早急に着手し、2015年までに着実に実施
 (戦後のベビーブーム世代が高齢期に達する2015年までに実現)

介護保険施行後見えてきた課題

要介護認定者の増加・軽度の者の増加

- ・ 軽度の要介護者の出現率に大きな都道府県格差が存在。その要因について詳細な検証が必要。
- ・ 要支援者への予防給付が、要介護状態の改善につながっていない。

在宅サービスの脆弱性

- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者の急増
- ・ 重度の要介護認定者の半数は施設サービスを利用。在宅生活を希望する高齢者が在宅生活を続けられない状況にある。

居住型サービスの伸び

- ・ 特定施設の利用が増加。居住型サービスへの関心が高まっている。

施設サービスでの個別ケアへの取組

- ・ ユニットケアの取組が進展。個人の生活、暮らし方を尊重した介護が広がりを見せている。

ケアマネジメントの現状

- ・ ケアマネジメントについては、アセスメントなど、当然行われるべき業務が必ずしも行われていない。

求められる痴呆性高齢者ケア

- ・ 要介護高齢者のほぼ半数は痴呆の影響が認められる者であるにもかかわらず、痴呆性高齢者ケアは未だ発展途上、ケアの標準化、方法論の確立にはさらに時間が必要。

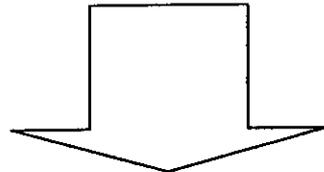
介護サービスの現状

- ・ 事業者を選択するために必要な情報が十分に提供されていない。
- ・ サービスの質に関する苦情が多い。従事者の質の向上、人材育成が課題。
- ・ 劣悪な事業者を市場から排除する効果的手段が不十分。

新しいケアモデルの確立ー痴呆性高齢者のケアー

現 状

- 身体ケアと比べ、遅れている痴呆性高齢者ケア
- 要介護高齢者の相当部分が痴呆性高齢者
： 要介護高齢者のほぼ半数、施設入所者の8割が、何らかの介護・支援を必要とする痴呆がある高齢者（痴呆性老人自立度Ⅱ以上）



身体ケアのみでなく、痴呆性高齢者に対応したケアを高齢者介護の標準とするべき

痴呆性高齢者ケアの普遍化

痴呆性高齢者ケアの基本＝「尊厳の保持」

痴呆性高齢者の特性

- 記憶障害の進行と感情等の残存
- 不安、焦燥感等→徘徊等行動障害
- 環境変化への適応困難



生活そのものをケアとして組み立てる

- 環境の変化を避け、生活の継続性を尊重
- 高齢者のペースでゆったりと安心して
- 心身の力を最大限に発揮した充実した暮らし

日常の生活圏域を基本としたサービス体系

- 小規模な居住空間
- 家庭的な雰囲気
- なじみの人間関係
- 住み慣れた地域での生活の継続



グループホーム

- 小規模・多機能サービス拠点
- 施設機能の地域展開
- ユニットケアの普及

事業者・従事者の
専門性と資質の
確保・向上

ケアの標準化、方法論の確立

痴呆症状等に効果的に応えることのできる介護サービスに関し、

- 系統的なエビデンスの収集と評価
- サービスのパッケージの開発 等

痴呆性高齢者と家族を支える地域の仕組み

- 家族や地域住民に対する痴呆についての正しい知識と理解の啓発
- 住民による主体的な健康づくりと痴呆介護予防活動
- 早期発見、相談機能の強化、専門的人材の育成
- 地域の関係者のネットワークによる支援

痴呆性高齢者ケアについて

要介護（要支援）認定者における痴呆性高齢者の推計

○ 所在と痴呆性老人自立度

単位 万人

	要介護 要支援 認定者	認定申請時の所在(再掲)					
		居宅	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	介護保険型 医療施設	その他の 施設	
総数	314	210	32	25	12	34	
再掲	自立度 Ⅲ以上	149	73	27	20	10	19
	自立度 Ⅳ以上	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

(注) 2002年9月末についての推計。

「その他の施設」：医療機関、グループホーム、ケアハウス等。

カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲。(痴呆自立度「Ⅲ」、「Ⅳ」又は「M」かつ、障害自立度「自立」、「J」又は「A」)。

○ 将来推計

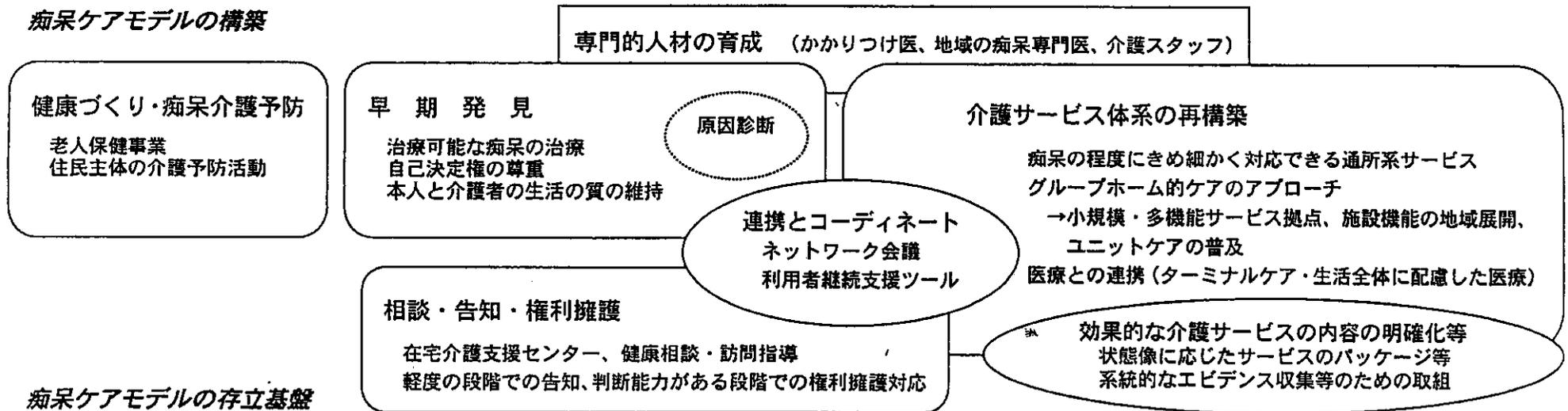
単位 万人

西暦	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
痴呆性老人 自立度 Ⅱ以上	149 (6.3)	169 (6.7)	208 (7.2)	250 (7.6)	289 (8.4)	323 (9.3)	353 (10.2)	376 (10.7)	385 (10.6)	378 (10.4)
参考： Ⅲ以上	79 (3.4)	90 (3.6)	111 (3.9)	135 (4.1)	157 (4.5)	176 (5.1)	192 (5.5)	205 (5.8)	212 (5.8)	208 (5.7)

(注) カッコ内は65歳以上人口比(%)。

- 4
- 「何らかの介護・支援を必要とする痴呆がある高齢者」(痴呆性老人自立度Ⅱ以上)は、所在に関わらず、要介護(要支援)認定者の相当割合を占める。
 - 介護・支援を要する痴呆性高齢者の今後の大幅な増加を見越した場合、介護保険サービスを含む地域の高齢者介護全体を、介護予防から終末期に至る全ステージで、痴呆性高齢者を標準とした仕様に転換していくことが、21世紀初頭の大きな課題。

痴呆ケアモデルの構築

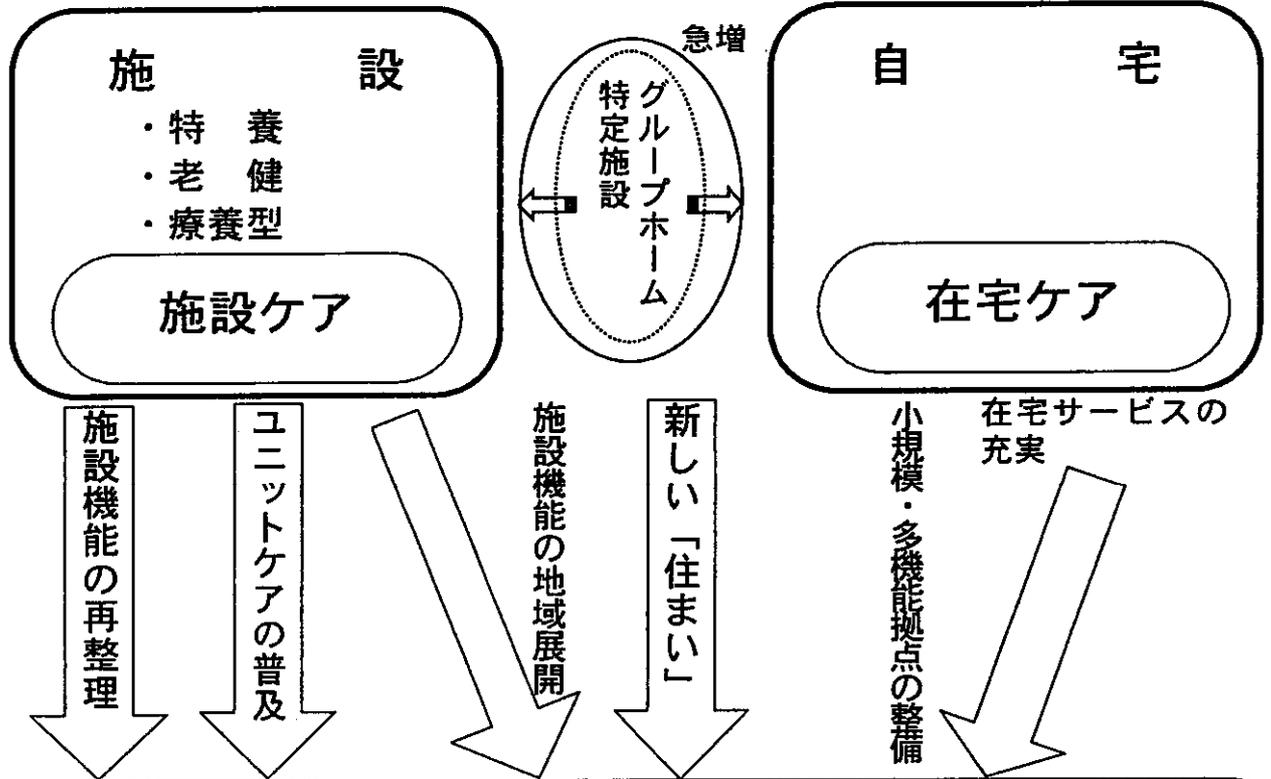


痴呆ケアモデルの存立基盤

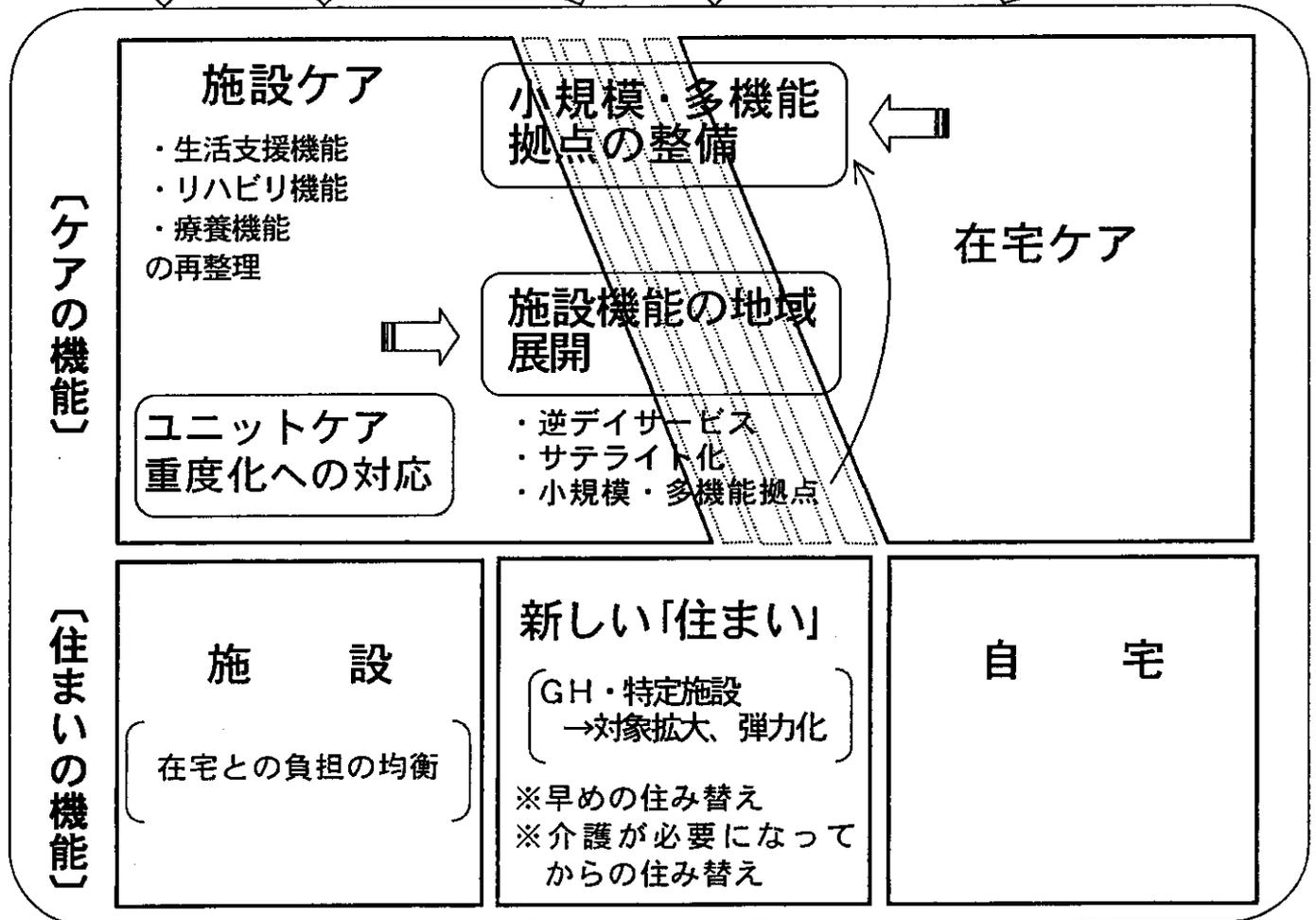
家族・地域住民の痴呆についての正しい知識と理解、痴呆性高齢者との適切な関わり
→「時として痴呆性高齢者を追いつめてしまう存在」から「痴呆性高齢者を地域で支援する担い手」へ転換

介護サービス体系の見直し

現状

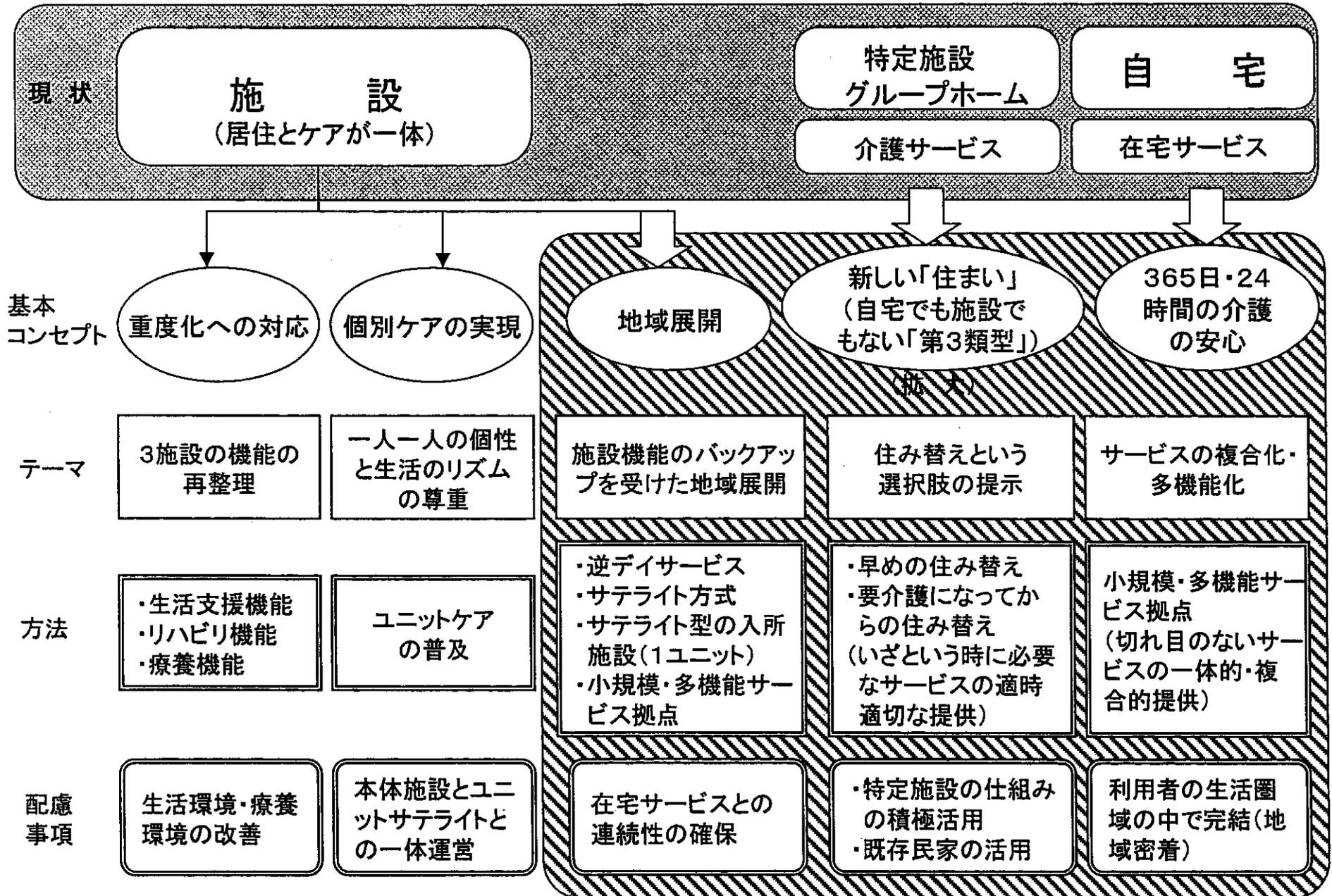


目指すべき方向



生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを目指す

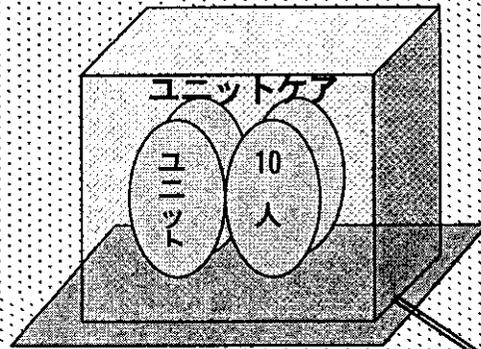
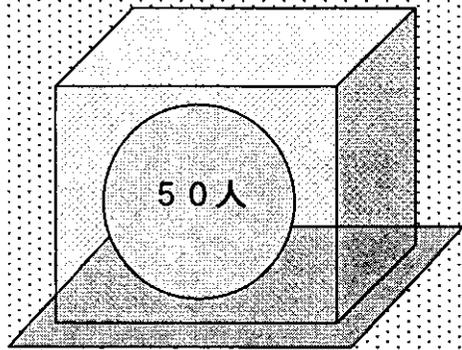
生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを目指す



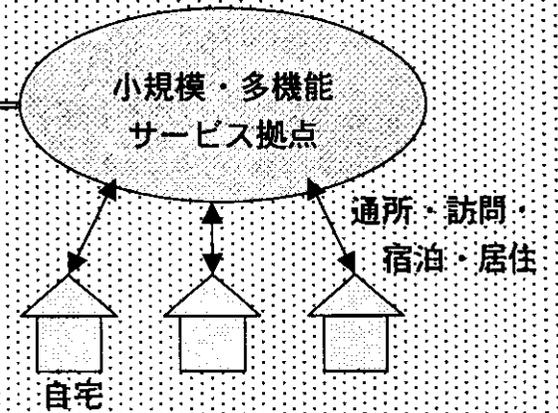
特別養護老人ホームの新たな展開例

特別養護老人ホーム

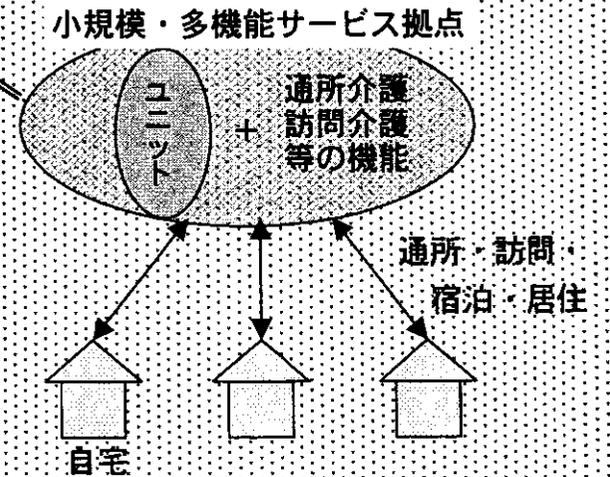
重度の要介護者の受入れ



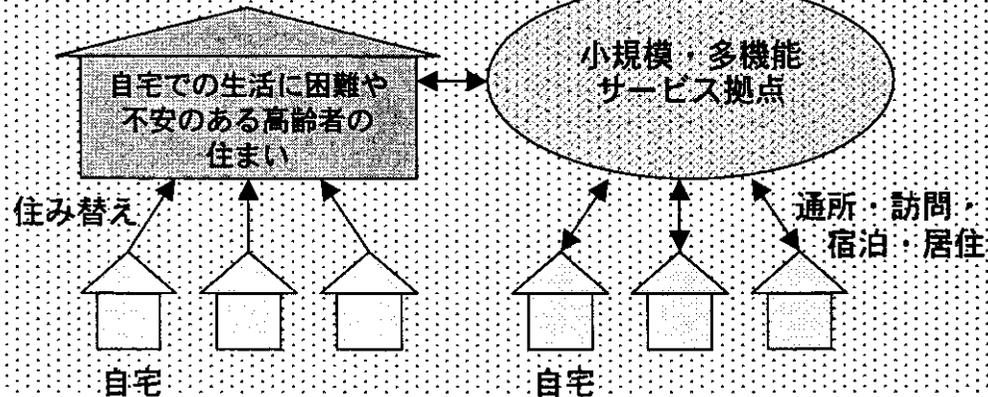
(例1) 本体施設のバックアップの下、
小規模・多機能サービス拠点を展開



(例2) ユニットケア型に改修する際に、
一部のユニットを街の中に整備し、
本体施設と一体的に運営



(例3) 本体施設のバックアップの下、新しい「住まい」に
小規模・多機能サービス拠点を併設等



地域包括ケアシステム

個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核とした様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組み

継続的な支援の提供

高齢者の状態の変化に対応した継続的なサービス提供

(退院→地域
地域→入院)

ターミナルまで
在宅生活を支える

- ・ 医療を含めた多職種連携、365日・24時間の安心の提供
- ・ 医療保険・介護保険によるサービスの組み合わせ

介護保険

ケアマネジメント

高齢者 — ケアマネジャー

- (プロセス)
- ①アセスメント
 - ②プランニング
 - ③ケアカンファレンス(多職種協働)
 - ④モニタリング

(現状のケアマネジメントの立て直し)

ケアマネジャーの資質向上
プロセスの確実な実施
:業務の標準化
困難事例等への支援:環境整備
中立・公正の確保

包括的な支援の提供

困難事例等への支援
(介護保険外の様々な社会支援を必要とするケース)

多職種協働・住民参加

- ・ 保健、福祉、医療の専門職相互の連携
- ・ ボランティア等の住民活動も含めた連携

連携と連絡調整

コーディネートを行う機関

- ・ 在宅介護支援センターの役割の再検討と機能強化

※ケアマネジメント:高齢者の状態を踏まえた総合的な援助方針の下に必要なサービスを計画的に提供していく仕組み

サービスの質の向上：高齢者の選択による

選択の支援

ケアマネジメント

- ・利用者の立場に立って
公正に行われることが必要

介護相談員 ボランティア・NPO等

- ・利用者と事業者をつなぎ、利用者の
意思・意見の表明をサポート
- ・ボランティア・NPO等も活用し充実

成年後見制度

- ・痴呆等意思決定能力が
不足する場合の意思決定の補完
- ・さらに利用しやすくすることが必要

選択のための情報

ケアの標準化

- 
- ・効果的なケアの提供・
選択を可能とする。
 - ・サービスの全体的な
水準の確保・向上に寄与

サービスの質の評価

- 
- ・アウトカム評価の手法
の確立等
 - ・質に関する客観的な
情報提供・外部評価

根拠に基づくケア

- ・科学的アプローチにも
耐える専門領域として
確立

サービス提供体制の改善

人材育成

- ・適時適切な教育研修の体系化

行動規範

- ・公益性の高い仕組みの一翼を担っ
ているという自覚、行動規範の遵守
- ・経営モデルの確立

劣悪なサービスの排除

- ・利用者保護の観点から、迅速に
市場から排除する仕組み(査察等)
など制度的な対応

介護予防・リハビリテーションの充実

介護予防

リハビリテーション

視点と意義

- ・より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ること
- ・高齢者自身が地域社会での助け合いの仕組みの主体となること

- ・過去の生活への復帰ではなく、将来に向かって新しい人生を創造していく
- ・潜在能力を引き出し、生活上の活動能力を高め、豊かな人生を可能とする

検証と対応

- ・介護予防を広い概念としてとらえ、社会参加・社会貢献・就労・生きがいづくり・健康づくりなどの活動を社会全体の取組として進める
- ・老人保健事業や介護予防事業におけるサービスの検証、真に予防に効果がある新たなプログラムの開発

- ・要支援者に対する予防給付、医療保険・介護保険におけるリハビリの検証、真に予防に効果がある新たなプログラムの開発
- ・要介護度のステージ等に応じた要介護状態の悪化の防止・軽減のための施策の体系の構築
- ・急性期から回復期の医療分野と維持期での介護分野とが、川上・川下の関係で相互に連携しあう体制の構築

介護サービス提供における留意点

- ・高齢者自らが健康づくりや介護予防に取り組む
- ・高齢者相互の助け合いの仕組みを充実させていく

- ・心身機能や日常生活自立度を高めてから他の介護サービス等で補う「リハビリテーション前置」の考え方に立つ必要
- ・日常生活における活動の自立度向上を重視した個別プログラム
- ・施設のリハビリは自宅復帰の可能性を常に考えたものでなければならない